団体名(日本労働組合総連合会大阪府連合会)

(要望項目)

5-1(3) 廃棄物処理について

③災害廃棄物の受け入れ強化

東日本大震災による災害廃棄物のうち、岩手県の広域処理が必要な量は、約 120 万トン。そのうち、大阪府への受け入れ要請は 18 万トンとされている。被災地復旧・復興のため、各市町村と連携し、災害廃棄物の受け入れに向けて、正しい情報提供を府民に行い、理解促進に向けて取り組むこと。

(回答)

大阪府としては、東日本大震災の被災地の早期復旧・復興に向けて、被災地のニーズに応じて災害廃棄物の処理に協力することが必要であると考えています。災害廃棄物の処理にあたっては、府民の健康に影響がないことが大前提であるとの考えで、放射線の専門家の意見をもとに、平成23年12月27日、府独自に「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」を策定するとともに、府内市町村に対して連携・協力を求めてきました。

その中で、いち早く協力を表明した大阪市とともに、平成24年8月3日に、岩手県・大阪府・大阪市の3者で、木くず等可燃物を最大3万6千トン受入れ、大阪市環境局舞洲工場で焼却し、同北港処分地(いずれも大阪市此花区内)で埋立てを行うことなどを記した基本合意書を取り交わしました。

岩手県では、平成23年8月に廃棄物の処理詳細計画を策定し、災害廃棄物の県内処理を最大限取り組みつつ、広域処理の協力を得て、災害廃棄物の処理を進めてきました。被災地の処理状況を踏まえ、環境省がとりまとめた「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表(平成24年8月7日策定)」において、広域処理は、大阪府・大阪市が受入れる宮古地区の可燃物3万6千トン分を含めて、既に受入を表明している自治体と調整することで、岩手県の廃棄物は目標期間内での処理の目処が立つという状況が示されました。

この大阪市と連携した岩手県の災害廃棄物の受入については、昨年11月下旬から実施した 試験処理における安全性確認を経て、本年1月下旬から本格的な受入を開始したところであ り、処理にあたっては、各処理工程で安全性確認のための測定を実施し、結果は速やかにホ ームページで公表しています。

被災地の1日も早い復旧・復興のため、引き続き、広域処理を着実に進めていくとともに、 府民の理解促進のため、ホームページに掲載しているよくあるご質問に対する回答を充実す るなど、今後ともわかりやすい情報提供に努めてまいります。

(回答部局課名)

環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課